

航空法施行令の一部を改正する政令案参考条文

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（職権の委任）

第一百三十七条 （略）

2 （略）

3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で次に掲げるものは、政令で定めるところにより、防衛大臣に委任するものとする。

一 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項であつて、政令で定める空港等の航空交通管制圏並びに当該航空交通管制圏及び政令で定める空港等の航空交通情報圏に接続する政令で定める進入管制区に係るもの

二 第九十六条第二項に規定する事項であつて、政令で定める空港等に係るもの

三 第九十七条第二項に規定する事項であつて、政令で定める空港等から出発する航空機に係るもの

四 第九十八条に規定する事項であつて、政令で定める空港等に到着した航空機に係るもの

4 （略）

○航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）

第八条 航空法の規定により国土交通大臣の権限に属する事項であつて、同法第一百三十七条第三項の規定により防衛大臣に委任するものは、別表の上欄に掲げる空港等に係る同表の下欄に掲げる事項とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により防衛大臣に委任された事項について、設備の故障その他のやむを得ない事由により当該業務の遂行に支障が生じた場合において、必要があると認めるときは、当該業務を自ら行なうことができる。ただし、防衛大臣の要請があつた場合に限る。

別表（第八条関係）

空港等	委任事項
札幌飛行場 三沢飛行場 大湊飛行場 八戸飛行場 松島飛行場	一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十四条の二第一項ただし書に規定する事項は、八戸飛行場、三沢飛行場及び大湊飛行場に係るものに限り、同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、防府飛行場、小月飛行場及び小松島飛行場にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）

百里飛行場	二 航空法第九十六条第二項に規定する事項
宇都宮飛行場	三 出発する航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項
硫黄島飛行場	四 到着した航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十八条に規定する事項
小松飛行場	
浜松飛行場	
明野飛行場	
美保飛行場	
防府飛行場	
小月飛行場	
徳島飛行場	
小松島飛行場	
築城飛行場	
鹿屋飛行場	

備考 この表において、「自衛隊等の航空機」とは、自衛隊の使用する航空機及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）第二項に規定する航空機をいう。